

中小企業被災資産復旧事業費補助金のご案内

市では、東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、地域経済基盤の再興と就業機会の確保を図るため、「被災資産復旧事業費補助金（復旧補助金）」の交付制度を制定しました。

建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置等の取得や修繕に要する費用について、2分の1以内の額を補助しようとするものです。

交付要件等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

記

補助対象者

- 東日本大震災により、事業用資産が被災し、**市内で事業を再開**しようとする中小企業者。
（平成23年度、平成24年度にグループ補助金の交付決定を受けた中小企業者は併給不可）

対象業種

- 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種のうち市長が認める業種。
（例：製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業、療術業など）

補助金の対象となる経費

【被災資産を取得する場合】

東日本大震災津波により滅失した事業用資産のうち、事業再開に不可欠な**建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置**の取得に要する経費。

- ※ 取得費が100万円以上であること。
- ※ 機械及び装置のうち、ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置は除く。

【被災資産を修繕する場合】

東日本大震災により被災した事業用資産のうち、事業再開に不可欠な**建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品**の修繕に要する経費。

- ※ 卸売業、サービス業（宿泊業を除く）、小売業については、修繕費が100万円以上であること。
- ※ 上記以外の業種については、修繕費が1,000万円以上であること。

補助額

- 補助対象となる経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

限度額

	卸売業、サービス業（宿泊業を除く）、小売業	その他の業種
被災資産を取得する場合	2,000万円	2,000万円
被災資産を修繕する場合	200万円	2,000万円

対象期間

- 平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及して適用することが可能。
- 平成31年3月31日までに補助事業を完了し、事業を再開すること。

要件

- 被災資産を取得する場合においては、復旧する施設設備が所在していた事業拠点の主たる施設設備が滅失していること。
- 平成33年度末までに、被災時の従業者数を回復すること。
- 納期の到来した市税を完納していること。

申請書類

- 陸前高田市中小企業被災資産復旧事業費補助金交付申請書（別添 様式第1号）
（添付書類）

- 施設設備の被災状況が確認できる書類（り災証明書）
- 施設設備の復旧経費が確認できる書類（見積書、工事委託契約書の写し等）
- 被災時に事業を行っていたことが分かる書類
〔 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 個人事業主：平成23年分所得税申告書の写し 〕
- 被災時に復旧しようとする施設設備を有していたことを証明する書類（平成23年度固定資産内訳書の写し、償却資産台帳の写し、決算書の写し等）

申請期限

- 平成30年12月28日（金）までに申請してください。

裏面に続く

補助金の請求・支払

・補助事業の終了した日から20日以内に下記の書類を提出していただき、すみやかに支払う予定です。

- 陸前高田市中小企業被災資産復旧事業費補助金実績報告書兼請求書（別添 様式第4号）
（添付書類）
 - (1) 支払いを証する書面等（領収書の写し等）
 - (2) 完成写真等

お問い合わせ

・ 商工観光課 TEL54-2111（内線 384）

復旧事業費補助金に関するQ & A

Q1：店舗や工場は無事で、倉庫のみが津波により被災し、新たに取得した場合は対象となりますか。

A：この補助事業において取得経費が補助対象となるのは、主たる事業用建物が滅失している場合であり、倉庫のみが滅失し、新たに取得するような場合は対象となりません。

ただし、倉庫が修繕により復旧可能であった場合、修繕に要した費用は補助対象となります。

Q2：中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（以下グループ補助金）の交付決定を受け、事業所を建設しましたが、機械装置を新たに取得する場合、本補助金の活用は可能ですか。

A：平成25年度以降にグループ補助金の交付決定を受けたものに限り、併用可能となります。

Q3：中小機構が整備した仮設店舗により事業再開した場合、内・外装工事や電気設備工事に掛かった費用は対象となりますか。

A：復旧補助金は、基本的に施設の“本設”を想定しているものです。中小機構が整備した建物はあくまで仮設であり、今後解体が見込まれるものです。復旧補助金により整備（取得）したものは財産処分制限期間（耐用年数期間）内は継続して使用することが必要なことから、中小機構が整備した仮設店舗にかかる工事費は対象となりません。これらの費用については、市事業再開支援補助金（50万円限度）等を活用することが可能です。

なお、機械及び装置については、仮設店舗による事業再開においても該当する場合がありますのでご確認ください。

Q4：平成23年度において市事業再開支援補助金（50万円限度）の交付を受けた事業者も、復旧補助金の申請をすることができますか。

A：可能です。ただし、復旧補助金の補助限度額2,000万円から50万円（市事業再開支援補助金交付決定額）を差し引いた額が限度額となります。

Q5：さんりく基金助成事業と本補助金の重複は可能ですか。

A：復旧補助金で、建物（一体となる附属設備等含む）のみを対象に補助を受ける場合は可能です。

Q6：建物を借りて（テナント含む）営業していたが、震災後に事業者自らが建物を新築して営業を再開した場合は補助対象となるか。

A：被災前に所有していたものが対象となるものであり、この場合の建物は対象となりません。ただし、被災前に所有していた設備や機械等の復旧については対象となります。

Q7：震災を契機に業種を変更して事業を再開した場合は対象となるか。

A：この補助制度は、滅失した資産を復旧し事業再開することを支援するための制度であり、業種変更はその範疇を超えるものと考えられ、補助対象とはなりません。

Q8：平成33年度末までに被災時の従業員数を回復することが要件となっていますが、回復しなかった場合、交付を受けた補助金の取り扱いはどうなるのか。

A：回復できなかった場合は、原則的に補助金を返還していただくこととなります。